

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 26 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 27 号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第26条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、同号の定めにより計算した減額すべき額が900円を超える場合には900円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族 300円</p> <p>(2) 前号に掲げる<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を2人以上有する者 当該<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族1人について300円</p>	<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第26条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、同号の定めにより計算した減額すべき額が900円を超える場合には900円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族 300円</p> <p>(2) 前号に掲げる<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を2人以上有する者 当該<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族1人について300円</p>
<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第42条 ……略……</p> <p>(<u>法第349条の3第28項等の条例で定める割合</u>)</p> <p>第42条の2 <u>法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>2 <u>法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>3 <u>法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(固定資産税の税率)</p> <p>第42条の3 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第42条 ……略……</p> <p>(固定資産税の税率)</p> <p>第42条の2 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。</p> <p>附 則</p>

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の2の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円に当該者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第17条第1項の規定にかかわらず、分離課税に係る所得割を除き、市民税の所得割を課さない。

2及び3 ……略……

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～6 ……略……

7 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

9 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

10 法附則第15条第32項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第32項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げ

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の2の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円に当該者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第17条第1項の規定にかかわらず、分離課税に係る所得割を除き、市民税の所得割を課さない。

2及び3 ……略……

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～6 ……略……

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

9 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げ

<p>る条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u>に掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 ……略……</p>	<p>る条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。</p> <p>19 ……略……</p>
---	---

第2条 立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る立川市市税賦課徴収条例第67条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

第67条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第67条第2号	3,900円	3,100円
第67条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円	ア	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第67条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第67条	立川市市税賦課徴収 条例等の一部を改正 する条例（平成26年 立川市条例第19号。 以下この条において 「平成26年改正条 例」という。）附則 第6条の規定により 読み替えて適用され る第67条	新条例附則第16条第 1項の表以外の部分	第67条	立川市市税賦課徴収 条例等の一部を改正 する条例（平成26年 立川市条例第19号。 以下この条において 「平成26年改正条 例」という。）附則 第6条の規定により 読み替えて適用され る第67条
附則第16条第1項の 表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附 則第6条の規定によ り読み替えて適用さ れる第67条第2号ア (イ)	新条例附則第16条第 1項の表第2号アの 項	第2号ア	平成26年改正条例附 則第6条の規定によ り読み替えて適用さ れる第67条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附 則第6条の規定によ り読み替えて適用さ れる第67条第2号ア (ウ) a		6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
				3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円

	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附 則第6条の規定によ り読み替えて適用さ れる第67条第2号ア (ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第26条の改正規定及び同条例附則第5条の3の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第1条中立川市市税賦課徴収条例附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第42条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、な

お従前の例による。

- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

